

尾三消防組合web119利用登録者遵守事項

※ 利用登録申込書は、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター（以下指令センターという）（尾三消防本部内）への提出が必要です。（メールに添付するなどしての提出は本人確認できないため、受け付けることができません。）

- 1 ご利用にあたっては、携帯電話若しくはスマートフォンのインターネット接続契約が必要となります。
- 2 登録できるのは日進市、みよし市、愛知郡東郷町内（以下管内という）に在住している方だけです。またこの通報システムは管内、豊明市内及び長久手市内からの通報のみに対応し、それ以外の地域からの通報は対応できません。他の消防本部への情報転送もできませんので、他市町村へ出かけるような場合は十分注意してください。
- 3 次のような"異動事項"があった場合は、速やかに指令センターまで連絡してください。登録者が異動事項についての連絡を怠ったために通報が受理されなかった場合、尾三消防組合では一切の責任を負いかねます。
 - (1) 情報端末（携帯電話・スマートフォン）を機種変更した場合
 - (2) 携帯電話会社を変更した場合
 - (3) 電話番号やメールアドレスを変更した場合
 - (4) 転居した場合（管轄内・管轄外のいずれも）
 - (5) その他、「利用登録申込書」に記載した事項に異動がある場合
 - (6) 本サービスの利用を休止・中止したい場合
- 4 迷惑メール対策や契約内容を変更する場合も、指令センターからのメールが確実に受信できるよう注意してください。

※（ドメイン）「mf.ccnw.ne.jp」（半角英数）：設定ができない場合は、お手数ですが携帯ショップにお尋ねください。
- 5 室内からの通報では衛星からの測位電波が受信できないため、GPSでの正しい位置確認できません。屋外から通報するか、自分がいる場所の住所を確認してから通報してください。
- 6 通報時、周囲に音声通報の方がいる場合は、基本的に音声通報を心がけてください。
- 7 通報後、内容確認のために指令センターからメールまたはチャットを要求する場合があります。緊急車両到着まで、絶対に電話や他の通信をしたり、利用端末の電源を切ったりしないでください。
- 8 指令センターは万全の体制で監視していますが、電波状況や機械の故障、インターネット回線の保守作業等により通報を受理できない場合があります。

通報後、しばらく経っても返信がないような場合には、別の手段での通報を心がけてください。

- 9 通報があった場合、指令課員の判断で、消防隊や救急隊へ登録情報を送る場合があります。
- 10 任意で記入いただいた緊急連絡先（親族・近隣協力者等）には、通報状況により昼夜を問わず指令センターから電話連絡することがあります。予めご了承ください。
- 11 通報テストを実施する場合は、必ず予め指令センターへ連絡してから実施してください。
- 12 Eメールで指令センターからのお知らせなどを送信する場合があります。
- 13 携帯電話機の適正な維持管理に努めてください。

上記の事項などに疑問・質問などがありましたら、下記までご相談ください。

【尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター】

所在地 〒470 - 0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地 尾三消防本部内

電話番号 0561-38-5119 FAX番号 0561-38-4119